

## New York コラム

## 第 23 - 4 号

## 規制強化によるコスト増加を顧客が負担？ ～米銀がデビットカード手数料の導入を断念した背景～

### 【はじめに】

「Debit or Credit?」米国の小売店のレジでカードを提示すると、必ずといってよいほど聞かれる質問である。クレジットカード大国として知られる米国であるが、デビットカード(商品購入時に銀行等の預金口座から即時決済されるカード)についても、クレジットに並ぶ決済手段として広く普及している。大手米銀のキャッシュカードには通常、デビットカード機能が付帯しており、顧客には手数料がかからないことから気軽に利用されている。しかしながら、今般、大手銀行がデビットカード利用に月額手数料を導入することを発表し、大きなニュースとなった。本コラムでは、その背景等について紹介したい。

### 【月5ドルの利用手数料導入を模索】

デビットカード事業でトップシェアを有するバンク・オブ・アメリカは、デビットカードを利用して商品を購入した顧客に対し、月5ドルの利用手数料を徴収すると発表した。また、同行以外にも、JPモルガン・チェースが一部地域での利用手数料徴収を試験的に実施したほか、ウェルズ・ファーゴも同様の試験実施を発表した。

### 【手数料導入検討の背景 ～規制の強化】

各行が顧客からの利用手数料徴収を検討するに至った背景には、本年10月に「金融規制改革法」<sup>1</sup>の修正条項が施行されたことがある。同条項では、総資産100億ドル以上(約8,000億円)の銀行を対象に、加盟店に請求できるデビットカードの手数料に上限(1回の取引ごと21セント、さらに利用金額の0.05%)を設けた。上限の設定により、バンク・オブ・アメリカでは、年間約20億ドルの減収(昨年度のカード部門手数料収入の約3割に相当)を見込んでいる。JPモルガン・チェースのCEOは昨年、



デビットカードの読取り機械

<sup>1</sup> 金融規制改革法(ドット=フランク法)は2010年7月、金融機関の監督強化、大手金融機関の破綻処理制度の確立、消費者保護等、金融危機再発を防止するため成立した。同成立をうけ、FRBは、今まで上限を定めていなかった Regulation II (Debit Card Interchange Fees and Routing、デビットカード加盟店手数料ルール)を改正し、本年10月1日に施行した。

同法案の成立にあたって、「（規制により）もしレストランが炭酸水に課金できなくなったら、ハンバーガーにその分を上乗せするだろう」と規制強化に反対する趣旨の発言をしている。顧客へ手数料を転嫁する動きは、規制強化による減収の影響を回避し、収益を確保する意図があったと考えられる。

#### 【手数料導入検討の背景 ～安定したリテール収益の確保】

大手銀行の収益は、昨今の市場環境において、投資銀行・トレーディング業務の業績に大きく左右される状況となっている。そうした状況の下、リテール業務における安定した収益の確保はますます重要度を増しており、各行はデビットカードに限らず、顧客から幅広く手数料を徴求する戦略を採っている。例えば、大手銀行の多くは、残高や取引回数等の優遇基準を充たさない預金口座に対して、口座維持管理手数料を徴収している。最近では、シティバンクが決済用の当座預金について、口座維持管理手数料の引上げ（月8ドルから10ドル）と、優遇基準の見直し（最低残高維持1,500ドル以上、給与振込指定等）を発表している。

#### 【顧客の強い反発】

一方的な利用手数料導入に対する顧客の反発は強く、インターネット上のコミュニティー・サイトであるFacebookでは、「Bank Transfer Day」と称し、地元のクレジット・ユニオンに取引口座を移管させようとの呼びかけが広まった。米国のクレジット・ユニオンは、主たる顧客が個人等の協同組織金融機関であり、総資産が100億ドルに達しないところも多く、金融規制改革法における加盟店手数料の上限設定の対象とはならないため、ほとんどのクレジット・ユニオンでデビットカードの利用手数料や口座維持管理手数料を徴収していない。

予想以上の顧客からの反発を受け、結局、JPモルガン・チェースとウェルズ・ファーゴは利用手数料の試験的導入を中止したほか、バンク・オブ・アメリカについても、利用手数料の導入を断念する結果となった。



#### 【おわりに】

大手銀行は、金融危機において「大きすぎて潰せない」ために政府の支援を受けながら、高額な報酬

を得ていると、国民の怒りの矛先となってきた。雇用環境が改善しないなか、格差是正を求める動きが活発化し、若者らによる「ウォール街を占拠」するデモ活動へと発展した。今般のバンク・オブ・アメリカによるデビットカードの利用手数料導入の発表は、こうした動きの最中に行われ、収益獲得に向けて幅広く消費者から手数料を徴収しようとする姿勢が非難された。今回は、大衆運動に押され、手数料導入を断念する結果となったが、今後、収益確保に向けて大手米銀がどのようなかじ取りを行うのか、注目される。

以 上

執筆：信金中央金庫 ニューヨーク駐在員事務所 (2011.11.15)

(本レポートは、情報提供のみを目的とした標記時点における当事務所の意見です。投資等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また当事務所が信頼できると考える情報源から得た各種データなどに基づいてこの資料は作成されていますが、その情報の正確性および完全性について当事務所が保証するものではありません。加えて、この資料に記載された当事務所の意見ならびに予測は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。)

信金中央金庫 ニューヨーク駐在員事務所 TEL (国番号1)-212-642-4700